

# 財政的援助団体等監査の結果に基づく措置事項

平成 2 9 年 度

佐 賀 県 監 査 委 員

平成 30 年 5 月 31 日付けで公表した財政的援助団体等監査の結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により佐賀県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

佐賀県監査委員	久 本 智 博
同	森 田 信 彦
同	角 貞 樹
同	石 井 秀 夫

# 目 次

1 重要な指摘事項に係る措置事項 .....	1
( な し )	
2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項 .....	1
2 - 1 各団体に対するもの	
公益財団法人佐賀県体育協会（スポーツ課） .....	1
一般財団法人佐賀県環境クリーン財団（循環型社会推進課） .....	2
公益財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター（生活衛生課） .....	2
公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（ものづくり産業課） .....	3
公益財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金（林業課） .....	3
社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会（福祉課、こども未来課、こども家庭課） .....	3
社会福祉法人博仁会（長寿社会課） .....	4
社会福祉法人竹の里（障害福祉課） .....	5
特定非営利活動法人ふれあい（障害福祉課） .....	6
特定非営利活動法人おせっかい工房咲風里（障害福祉課） .....	6
特定医療法人静便堂白石共立病院（医務課） .....	6
一般社団法人唐津東松浦薬剤師会（薬務課） .....	7
一般社団法人佐賀県薬剤師会（薬務課） .....	7
学校法人香楠学園（こども未来課） .....	7
職業訓練法人佐賀総合美容訓練協会（産業人材課） .....	8
佐賀商工会議所（経営支援課） .....	8
佐賀県土地改良事業団体連合会（農地整備課） .....	9
葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ（佐賀県立森林公園）（都市計画課） .....	9
伊万里市（伊万里人工海浜公園）（港湾課） .....	9
太良町（太良人工海浜公園）（港湾課） .....	10
2 - 2 各所管課及び関係課に対するもの	
【補助金等交付団体関係】	
スポーツ課（佐賀県ヨット連盟） .....	11
福祉課（社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会） .....	11
長寿社会課（社会福祉法人博仁会ほか 23 団体） .....	12
障害福祉課（社会福祉法人竹の里ほか 10 団体） .....	12
障害福祉課（特定非営利活動法人おせっかい工房咲風里ほか 2 団体） .....	12
医務課（特定医療法人静便堂白石共立病院） .....	13
医務課（一般社団法人武雄杵島地区医師会ほか 7 団体） .....	14
医務課（一般社団法人武雄杵島地区医師会ほか 1 団体） .....	15
薬務課（一般社団法人唐津東松浦薬剤師会） .....	15
こども未来課（社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会） .....	15
こども家庭課（社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会） .....	16

こども家庭課（社会福祉法人洗心和合会） .....	16
産業人材課（職業訓練法人佐賀総合美容訓練協会ほか 10 団体） .....	17
農地整備課（佐賀県土地改良事業団体連合会） .....	17
林業課（富士大和森林組合ほか 17 団体） .....	17
水産課（公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会） .....	18

【公の施設の指定管理団体関係】

都市計画課（葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ）（佐賀県立森林公園）...	19
都市計画課（久保造園・アメックスグループ）（佐賀県立森林公園） .....	19
港湾課（伊万里市）（伊万里人工海浜公園） .....	20
港湾課（太良町）（太良人工海浜公園） .....	20

1 重要な指摘事項に係る措置事項

2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項

2 - 1 各団体に対するもの

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県体育協会
所 管 課	スポーツ課
監 査 執 行 年 月 日	平成 29 年 8 月 31 日 (木)
<p>(監査の結果)</p> <p>(1)資産管理運用規程に即した事務処理が行われていなかった。          特定資産の運用に当たって、団体の資産管理運用規程では「元本が保証されたもの」により運用するとされているにもかかわらず、これに該当しない債券で運用しているものがあつた。</p> <p>【国民体育大会第36 回九州ブロック大会派遣事業費補助関係】</p> <p>(1)九州ブロック競技団体負担金で検討を要するものがあつた。          九州ブロック大会の競技団体負担金を最終的に選手等に交付される派遣費から差し引いて交付していたが、派遣費は選手等に交付される旅費であり、減額交付することは適当でないと考えられる。競技団体負担金は補助対象経費の大会参加負担金に該当すると考えられ、派遣費より差し引くことなく支出することを検討されたい。</p> <p>競技団体負担金          夏季大会 90,000 円          秋季大会 189,000 円          冬季大会 3,000 円          計 282,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後の運用については、「元本が保証されたもの」により運用していく。          現在保有している債権については、債権の安全性を時価評価額等で定期的に確認ながら満期まで保有し、満期終了後は規程に即したものに切り替えていく。          定期的に債券の時価評価額等を観察し状況の把握を行い、時価評価額や信用格付けの低下傾向等が見られる時は、当該債券の取扱について、臨時に理事会を開催し、対応を協議していく。</p> <p>平成 30 年度の国民体育大会第 38 回九州ブロック大会派遣事業費補助金では競技団体負担金として予算を確保しており、今後は、派遣費より差し引くことなく支出していく。</p>

監 査 対 象 団 体	一般財団法人佐賀県環境クリーン財団
所 管 課	循環型社会推進課
監 査 執 行 年 月 日	平成 29 年 10 月 2 日
<p>( 監査の結果 )</p> <p>( 1 ) 契約事務で適正でないものがあつた。  焼却設備のオーバーホール期間 ( 休炉期間 ) 等の夜間運転管理業務の委託費について、労務単価の誤り、勤務実態と異なる積算等により積算過大となつていた。  なお、見積額が適正に算定した額より下回つていたため契約額に影響はなかつた。</p> <p>委託名 公共関与型廃棄物処理施設「クリーンパークさが」中間処理施設の運転管理業務 ( 平成 29 ~ 35 年度 )</p> <p>契約額 1,309,724,640 円  契約期間 平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 36 年 3 月 31 日  積算額 1,328,284,440 円  修正積算額 1,312,219,440 円  過大積算額 16,065,000 円</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>今後は、積算誤りが発生しないよう契約事務にあたっては、細心の注意を払い、適切に作成する。  併せて、技術系の研修会に参加し、職員の資質の向上に努める。</p>

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター
所 管 課	生活衛生課
監 査 執 行 年 月 日	平成 29 年 10 月 18 日
<p>( 監査の結果 )</p> <p>( 1 ) 職員給与規定で検討を要するものがあつた。  職員給与規定において、俸給、期末手当、勤勉手当の額を定めているが、規定と異なる基準で支給されていた。  規定の改正等対応を検討されたい</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>職員給与規程を平成 30 年 4 月 1 日付けで改正した。</p>

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター
所 管 課	ものづくり産業課
監 査 執 行 年 月 日	平成 29 年 10 月 26 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県技術振興等補助関係】</p> <p>(1)研究委託の在り方で検討を要するものがあった。</p> <p>佐賀県地域産業支援センターの研究を県内企業等に委託しているが、下記の実態を踏まえ補助事業に変更することを検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受託企業等の同業他社との競合の関係で成果の公開が困難である。</li> <li>・ 委託先が購入した備品は公益財団法人佐賀県地域産業支援センターの所有になるが実際は受託者が管理使用するため、同センターの資産に計上するのは困難である。</li> </ul>	<p>(措置の内容)</p> <p>【佐賀県技術振興等補助関係】</p> <p>基礎研究等助成事業について、平成 30 年度より補助事業として実施している。</p>

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金
所 管 課	林業課
監 査 執 行 年 月 日	平成 29 年 9 月 29 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1)承認手続きで適正でないものがあった。</p> <p>決裁規定では常務理事の専決事項に係るものを、事務局長の専決で処理していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>平成 29 年 10 月 12 日付けで、「公益財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金決裁規定」の改正を行った。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
所 管 課	福祉課、こども未来課、こども家庭課
監 査 執 行 年 月 日	平成 29 年 10 月 17 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県社会福祉協議会運営事業(県単)補助関係】</p> <p>(1)実績報告書で誤っているものがあった。</p> <p>補助金の交付額には影響を生じないものの、実績報告書の補助対象経費の一部を誤って記載していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>実績報告書提出の際には、組織内の複数人で関係書類との突合を徹底するようにした。</p>

<p>(2) 実績報告書に記載された指導状況について、その回数や指導内容などが確認できる資料が整理されていないものがあつた。</p> <p>実績報告書において、福祉活動指導員の指導回数を記載していたが、その回数や内容等を具体的に確認できる資料が整理されていなかった。</p> <p>補助事業による指導員配置の実績・効果が確認できないだけでなく、組織として継続的、効率的な指導を行うための記録が整理されていなかった。</p> <p>【保育士修学資金貸付等事業費補助金、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金】</p> <p>(3) 補助事業の執行で適正でないものがあつた。補助金額の減額を伴う内容の変更に際し、変更承認申請書が提出されていなかった。</p>	<p>福祉活動指導員の指導活動については出張先を問わず記録として残すようにした。</p> <p>今後は、補助金額の減額を伴う内容の変更がある場合は、変更承認申請書を提出し、承認を受けることとする。</p>
---	--

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人博仁会
所 管 課	長寿社会課
監 査 執 行 年 月 日	平成 29 年 10 月 17 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【軽費老人ホーム事務費補助金関係】</p> <p>(1) 補助対象経費の算定で改善を要するものがあつた。</p> <p>「賃借料支出」の額が誤っていた。</p> <p>(正) 2,624,851 円</p> <p>(誤) 2,845,171 円</p> <p>差額 220,320 円</p> <p>給食「調理」業務委託料の補助対象経費の算定が合理的なものとなっていなかった。</p> <p>ケアハウスとショートステイの調理業務を委託していたが、費用の負担は業務量(食数)に対応するものになっていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>会計処理上の誤りから、リース債務支出で計上すべき金額を賃借料支出に計上したことによる誤りがあつた。決算処理で修正し、現在はリース債務支出に計上している。</p> <p>法人全体の食数(利用者、職員、来客の総数)を、ケアハウスいまりの利用者のみの食数とそれ以外の食数で按分し、その割合によって委託料を按分することとした。</p>

<p>(試算)</p> <p>・食数 ケアハウス入所分  36,783食 67.70%</p> <p>全体 54,330食 100.00%</p> <p>・補助対象経費</p> <p>(現行( )) ケアハウス  12,960,000円 86.96%</p> <p>計 14,904,000円 100.00%</p> <p>(食数按分) ケアハウス  10,090,008円 67.70%</p> <p>計 14,904,000円 100.00%</p> <p>(差額)  12,960,000円-10,090,008円  =2,869,992円</p> <p>( )現行は、給食費に係る業務委託費の額を計上。</p> <p>なお、補助対象事業費 48,207,600円から上記、を差し引くと45,117,288円となるが、事務費基準額 36,561,434円を上回り補助金額に影響はない。</p>	
---	--

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人竹の里
所 管 課	障害福祉課
監 査 執 行 年 月 日	平成 29 年 6 月 23 日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助関係】</b></p> <p>(1) 契約事務で適正でないものがあつた。  当該補助事業に係る一般競争入札において、入札公告では予定価格及び最低制限価格を定めることとされていたが、定められていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>補助事業に係る入札にあたっては、予定価格を設定するなど、適切な対応を行う。</p>

監査対象団体	特定非営利活動法人ふれあい
所管課	障害福祉課
監査執行年月日	平成29年10月5日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助関係】</p> <p>(1) 契約事務で適正でないものがあった。 当該補助事業に係る一般競争入札において、決定された予定価格の根拠が明確でなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>補助事業に係る入札にあたっては、予定価格の設定方法を適切に行うなど、適切な対応を行う。</p>

監査対象団体	特定非営利活動法人おせっかい工房咲風里
所管課	障害福祉課
監査執行年月日	平成29年10月18日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県地域自殺対策強化事業関係】</p> <p>(1) 実績報告書で適正でないものがあった。 補助金の額には影響はないが、実績報告書で、報償費等、実績を積み上げて算出すべき項目について、支出総額を申請時の補助金の比率で按分して算出した金額で実績報告がされていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>報償費等の実績を積み上げて算出すべき項目については、領収書を事業ごとに整理を行い、実績報告を行う。</p> <p>平成29年度の実績報告については、事業ごとの報告書において対象経費の内訳を記載するとともに、領収書を事業ごとに整理する。</p>

監査対象団体	特定医療法人静便堂白石共立病院
所管課	医務課
監査執行年月日	平成29年6月22日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県災害医療センター設備整備費補助関係】</p> <p>(1) 契約事務で適正でないものがあった。 交付条件では、160万円を超える備品の購入は一般競争入札に付すことが定められているが、見積合わせにより契約を行っていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は、県からの補助事業を実施するにあたり、補助要綱及び契約事務の取扱い等を確認した上で160万円を超える備品の購入時は一般競争入札として、当院ホームページ上で公開する。</p>

監 査 対 象 団 体	一般社団法人唐津東松浦薬剤師会
所 管 課	薬務課
監 査 執 行 年 月 日	平成 29 年 6 月 13 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成 27 年度佐賀県夜間対応薬局施設整備事業費補助関係】</p> <p>(1)補助対象経費の算定で補助対象外経費を含めて申請されているものがあった。</p> <p>補助金の交付額には影響は生じないものの、夜間対応薬局施設の整備について、補助対象外の薬剤師会事務室や研修室等の整備に要する経費を補助対象経費に含めていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後、補助金を活用し、事業を実施する際には、補助事業の目的を踏まえ、補助対象であるか否かについて不明な点がある場合には、事前に所管課に確認を行ったうえで、申請する。</p>

監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県薬剤師会
所 管 課	薬務課
監 査 執 行 年 月 日	平成 29 年 7 月 14 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【ふるさと佐賀で活躍する薬剤師確保事業費(奨学金貸与)補助関係】</p> <p>(1)補助事業の事務手続で適正でないものがあった。</p> <p>薬剤師奨学金貸与申請書の添付書類に不備があるものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>不備となっている添付書類については、奨学金申請者から提出させた。</p> <p>添付書類の内容を再検討し、必要性のある添付書類のみ提出するよう、実施要領を改正した。</p>

監 査 対 象 団 体	学校法人香楠学園
所 管 課	こども未来課
監 査 執 行 年 月 日	平成 29 年 8 月 3 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立幼稚園運営費補助】</p> <p>(1)給与規程で見直しを要するものがあった。</p> <p>通勤手当については給与規程の支給基準に基づき支給されることになっているが、支給基準と異なる運用をされているものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>平成 29 年 3 月に給与規程を改正し、平成 29 年度から給与規程に基づき、適正な基準により支給を行っている。</p>

監 査 対 象 団 体	職業訓練法人佐賀総合美容訓練協会
所 管 課	産業人材課
監 査 執 行 年 月 日	平成 29 年 6 月 5 日
<p>( 監 査 の 結 果 )</p> <p>【佐賀県認定職業訓練運営費補助関係】</p> <p>( 1 ) 補助事業の事業管理で、適正でないものがあった。</p> <p>補助事業が適正に執行されたことが確認できる帳簿及び証拠書類等が整備されていなかった。</p>	<p>( 措 置 の 内 容 )</p> <p>納品書等の証拠書類は、その都度整理するよう改めて確認し、物品の貸し借りをを行う場合は、記録に残すことを徹底するよう改善を図った。</p>

監 査 対 象 団 体	佐賀商工会議所
所 管 課	経営支援課
監 査 執 行 年 月 日	平成 29 年 10 月 19 日
<p>( 監 査 の 結 果 )</p> <p>【佐賀県小規模経営支援事業費補助関係】</p> <p>( 1 ) 補助対象職員に対する手当の支給で、適正でないものがあった。</p> <p>住居手当の支給誤りがあった。</p> <p>住居手当の支給で、認定額どおりに支給されていないものがあった。</p> <p>扶養手当の支給誤りがあった。</p> <p>扶養手当の支給で、認定額どおりに支給されていないものがあった。</p>	<p>( 措 置 の 内 容 )</p> <p>住居手当支給の誤り</p> <p>誤りが発覚した分については、補助対象外とした。なお、この場合でも、補助対象金額が補助金受領額を上回るため、補助金返還額は生じない。</p> <p>また、今後は、手当の申請書式に関して、所属長、事務局長の欄に合わせ事務処理欄を追加し事務処理で誤りが発生しないよう対処していく。</p> <p>扶養手当支給の誤り</p> <p>誤りが発覚した分については、補助対象外とした。</p> <p>今後は、手当の申請書式に関して、所属長、事務局長の欄に併せて務処理欄を追加し、務処理で誤りが発生しないよう対処していく。</p>

監 査 対 象 団 体	佐賀県土地改良事業団体連合会
所 管 課	農地整備課
監 査 執 行 年 月 日	平成 29 年 6 月 7 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【担い手育成支援事業関係】</p> <p>(1) 補助事業の事務手続きで適当でないものがあった。</p> <p>土地改良区等への助成金の交付にあたり、本来の交付すべき金額の一部を記載した交付申請書の提出により全額が交付されていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>平成 29 年度助成金交付申請書の提出に先立ち、各土地改良区に指導を行い、交付申請書に助成金全額が記載されたことを確認した上で受理した。</p> <p>平成 29 年 7 月 24 日 土地改良区を対象とした担当者会議において、交付申請書を提出する際は、国への申請額だけでなく県への申請額を含めた全体額を記入するよう改めて周知を行った。</p>

監 査 対 象 団 体	葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ
所 管 課	都市計画課
監 査 執 行 年 月 日	平成 29 年 10 月 24 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県立森林公園関係】</p> <p>(1) 契約事務で適正でないものがあった。</p> <p>警備業務委託契約において、年末年始の常駐業務を含めて契約を行っているが、当該業務の費用を別途重複して支出していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>過払金分は平成 29 年 12 月 4 日に返納した。</p> <p>今後の再発防止のため、契約内容や金額を差引限度額簿で確認して支払うことで、確認を徹底するよう改善を図った。</p>

監 査 対 象 団 体	伊万里市
所 管 課	港湾課
監 査 執 行 年 月 日	平成 29 年 7 月 31 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：伊万里人工海浜公園関係】</p> <p>(1) 協定書に基づく再委託の承諾手続きが行われていないものがあった。</p> <p>イマリンビーチ安全ブイ設置撤去等業務の第三者への委託について、協定書に基づく県の事前承諾の手続きが行われていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 再委託を行うものについては、事業計画書に記入することとし、他の再委託承諾手続きが必要な委託契約と合わせて年度当初に再委託承諾手続きを行うこととした。</p>

監 査 対 象 団 体	太良町
所 管 課	港湾課
監 査 執 行 年 月 日	平成 29 年 8 月 25 日
<p>( 監 査 の 結 果 )</p> <p>【公の施設：太良人工海浜公園関係】</p> <p>( 1 )協定書に基づく再委託の承諾手続きが行われていないものがあった。</p> <p>白浜海水浴場監視委託業務の第三者への委託について、協定書に基づく県の事前承諾の手続きが行われていなかった。</p>	<p>( 措 置 の 内 容 )</p> <p>所管課と協議の結果、監視員を再委託契約せずに、指定管理者が監視員を日々雇用職員として雇用契約することとした。</p>

2 - 2 各所管課及び関係課に対するもの  
【補助金等交付団体関係】

所 管 課	スポーツ課
監 査 対 象 団 体	佐賀県ヨット連盟運営事業費補助
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県ヨット連盟運営事業費補助関係】</p> <p>(1)補助金交付要綱等で検討を要するものがあった。</p> <p>佐賀県ヨット連盟運営事業費補助の退職手当積立金に対する補助について、退職金支払いによる積立金の使用状況や残高の状況の確認が補助金交付要綱等に規定されていない。</p> <p>補助対象経費である積立金が適正に管理されているか確認できるよう、補助金交付要綱等の見直しを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>補助金交付要綱の改正を行い、平成30年6月20日付けで佐賀県ヨット連盟に通知した。</p> <p>実績報告書の関係書類として退職手当積立金の使用状況や残高が確認できる資料の提出を追加した。</p>

所 管 課	福祉課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県社会福祉協議会運営事業(県単)補助関係】</p> <p>(1)実績報告書の審査で不十分なものがあった。</p> <p>補助金の交付額には影響は生じないものの、対象経費の一部を誤って記載した実績報告書を受領し、額の確定を行っていた。</p> <p>(2)実績報告書の審査及び団体への指導で不十分なものがあった。</p> <p>実績報告書において、福祉活動指導員の指導回数を記載していたが、その回数や内容等を具体的に確認できる資料が整理されておらず、補助事業による指導員配置の実績・効果が確認できないだけでなく、組織として継続的、効率的な指導を行うための記録が整理されていなかった。</p> <p>同様な指摘は平成27年度の監査においても行っており、審査の徹底を回答したにもかかわらず、改善されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>実績報告書の審査を行う際は、書面だけでなく、実地に出向いて行うこととした。</p> <p>関係団体には、書類提出の際には組織内の複数人で関係書類との突合を徹底するよう指導した。</p> <p>実績報告書の審査を行う際は、書面だけでなく、実地に出向いて行うこととした。</p> <p>関係団体には、福祉活動指導員の指導活動については出張先を問わず記録として残すよう指導した。</p>

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人博仁会ほか 23 団体
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 団体への指導及び審査で不十分なものがあつた。</p> <p>共通支出及び費用に掛かる補助対象経費が、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」に基づき合理的に按分されていることを確認されたい。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>査対象団体において、会計処理の適正化が図られたことを確認した。</p> <p>事業者へは、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」に基づき、合理的な算定が行われているかどうかや、算定に誤りがないかなどの視点をもって、適切に指導・審査を行っていく。</p>

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人竹の里ほか 10 団体
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助関係】</p> <p>( 1 ) 団体への指導で不十分なものがあつた。</p> <p>補助事業を行うために締結する契約は原則、一般競争入札によることとされているが、具体的な入札手続きについて団体に指導がなされておらず、手続きに不備が見られた。</p> <p>補助事業として適切な入札手続きの内容を整理のうえ、団体への指導を徹底されたい。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>補助金交付団体に対し、適切な入札手続きの方法についての周知を図り、指導を徹底する。</p>

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人おせっかい工房咲風里ほか 2 団体
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県地域自殺対策強化事業費補助】</p> <p>( 1 ) 団体への指導及び審査で不十分なものがあつた。</p> <p>補助金額に影響はないものの、団体から本来積み上げにより算出すべき事業費の額が申請時の補助金額により按分して算</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>事業ごとに対象経費の内訳を記載する実績報告書様式を作成し、提出を依頼した。その結果、平成 29 年度の実績報告については、事業ごとに積み上げた額が報告された。</p> <p>今後このようなことがないよう、実績報告書の</p>

<p>出されるなど、不正確な実績報告書が作成・提出されていたにもかかわらず、受理されていた。</p> <p>団体に対し、必要に応じて現地調査を行うなど、実績報告書の審査を徹底されたい。</p> <p>加えて、審査・検証を容易にする実績報告書の様式や添付資料を検討されたい。</p>	<p>審査を徹底する。</p>
--	-----------------

所 管 課	医務課
監 査 対 象 団 体	特定医療法人静便堂白石共立病院
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県災害医療センター設備整備費補助関係】</b></p> <p>(1) 補助事業の指導で不十分なものがあつた。          交付条件では、160万円を超える備品の購入は一般競争入札に付すことが定められているが、見積合わせにより契約が行われていた。入札に係る事務手続について指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 団体への指導及び実績報告書の審査が不十分で、補助金を過大に交付しているものがあつた。          補助事業の対象外となる備品以外の消耗品、手数料等が補助対象経費に含まれていたが、団体に対する指導及び実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品 寝袋 2,850円×5=14,250円              災害備蓄用フリース毛布              2,850円×5=14,250円</li> <li>・手数料 簡易無線機申請登録手数料              3,050円×5=15,250円</li> <li>・交付決定前購入              携帯型充電式吸引機 60,000円              合計 103,750円</li> <li>・過大交付額              3,678,000円-(5,584,950円              -103,750円)×2/3 24,000円</li> </ul>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は、県からの補助事業を実施するにあたり、補助要綱等の内容を十分に確認、理解し、実施するよう指導を行った。</p> <p>今後このようなことがないよう、実績報告書の確認を十分に行う。また、補助対象経費についても厳格な審査を行う。</p> <p>なお、過大に交付された部分の補助金について返還要請を行い、過大であった額を収納した。</p>

<p>(3) 補助金交付要綱で、備品の定義の定めがなかった。</p> <p>佐賀県災害医療センター設備整備費補助金交付要綱で補助対象となっている備品購入費について、備品の定義を定められたい。</p>	<p>備品の定義について定め補助金交付要綱の改正を行った。</p>
---	-----------------------------------

所 管 課	医務課
監 査 対 象 団 体	一般社団法人武雄杵島地区医師会ほか7団体
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県看護師等養成所運営費補助関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱で見直しを要するものがあった。</p> <p>実績報告書の様式に従って算定されたため補助金の交付額には影響は生じないものの、佐賀県看護師等養成所運営費補助金交付要綱第3条により定める別表1の基準額Bの計算式の表記が誤っていた。</p> <p>1 助産師養成所  (正) 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額  (誤) 次のア、イ及びウの合計額</p> <p>2 看護師(3年課程)養成所(全日制)  (正) 次のア、イ、ウ及びエの合計額  (誤) 次のア及びイの合計額</p> <p>3 看護師(3年課程)養成所(全日制修業年限4年)  (正) 次のア、イ、ウ及びエの合計額  (誤) 次のア及びイの合計額</p> <p>4 看護師(2年課程)養成所(全日制)  (正) 次のア、イ、ウ及びエの合計額  (誤) 次のア及びイの合計額</p> <p>5 看護師(2年課程)養成所(定時制)  (正) 次のア、イ、ウ及びエの合計額  (誤) 次のア及びイの合計額</p> <p>6 準看護師養成所  (正) 次のア、イ、ウ及びエの合計額  (誤) 次のア及びイの合計額</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>平成30年度補助金交付要綱において、基準額Bの計算式の表記の見直しを行った。</p>

所 管 課	医務課
監 査 対 象 団 体	一般社団法人武雄杵島地区医師会ほか1団体
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県看護師等養成所施設整備費補助関係】</p> <p>(1)補助金交付要綱で整備を要するものがあった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間が定められていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>平成30年度補助金交付要綱において、標準的な処理期間を定めた。</p>

所 管 課	薬務課
監 査 対 象 団 体	一般社団法人唐津東松浦薬剤師会
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成27年度佐賀県夜間対応薬局施設整備事業費補助関係】</p> <p>(1)団体に対する指導及び実績報告書の審査が不十分なものがあつた。</p> <p>(2)補助金交付要綱で検討を要するものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>団体に対して今後、補助金を活用した申請を行う際には、内容を十分に確認し、不明な点についてはあらかじめ照会するなど申請時に不備がないよう指導を行った。</p> <p>今後、補助金交付要綱作成にあたって、補助金の目的や他の要綱等を参考として補助金対象事業を整理したうえで、要綱を定める。</p>

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
<p>(監査の結果)</p> <p>【保育士修学資金貸付等事業費補助】</p> <p>(1)団体への指導で不十分なものがあつた。</p> <p>貸付事業の実施に当たって、貸付計画書を策定するよう指導しておらず、当該計画書の承認を行っていなかった。</p> <p>補助金額の減額を伴う内容の変更に際し、変更承認申請書が提出されていなかった。団体に対する指導を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>貸付計画書の提出を指示し、平成30年2月28日付けで承認を行った。</p> <p>今後は、実施要領に基づき、適正に事務処理を行う。</p> <p>今後は、補助金の減額を伴う内容の変更については、変更承認申請書の提出を求め、減額変更の承認を行った上で、補助金の額の確定を行うよう適正な事務処理を行うとともに、団体に対する指導を徹底する。</p>

所 管 課	こども家庭課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
<p>(監査の結果)</p> <p>【児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助関係】</p> <p>(1)団体の指導で不十分なものがあつた。補助金額の減額を伴う内容の変更に際し、変更承認申請書が提出されていなかった。団体に対する指導を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>補助金額の減額を伴う内容の変更に際しては、変更承認申請の手続きをとるよう指導を行った。</p>

所 管 課	こども家庭課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
<p>(監査の結果)</p> <p>【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助】</p> <p>(1)団体の指導で不十分なものがあつた。補助金額の減額を伴う内容の変更に際し、変更承認申請書が提出されていなかった。団体に対する指導を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>補助金額の減額を伴う内容の変更に際しては、変更承認申請の手続きをとるよう指導を行った。</p>

所 管 課	こども家庭課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人洗心和合会
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県児童家庭支援センター運営事業費補助関係】</p> <p>(1)補助金交付要綱で整備を要するものがあつた。佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間が定められていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>補助金交付要綱については、本件の内容を含め全体的に見直すこととしており、内容を検討中である。</p>

所 管 課	産業人材課
監 査 対 象 団 体	職業訓練法人佐賀総合美容訓練協会ほか 10 団体
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県認定職業訓練運営費補助関係】</p> <p>( 1 ) 団体への指導で不十分なものがあつた。</p> <p>団体において補助事業が適正に執行されたことが確認できる帳簿及び証拠書類等が整備されていなかった。補助事業を適正に行ううえで、帳簿等の確実な整備が必要であり、団体への指導を徹底されたい。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>団体に対し、今後帳簿等の確実な整備を行うよう指導するとともに、平成 30 年 3 月 15 日付で、全認定職業訓練校に対し、監査結果について今後の業務の参考とするため、文書による周知を行った。</p>

所 管 課	農地整備課
監 査 対 象 団 体	佐賀県土地改良事業団体連合会
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【担い手育成支援事業関係】</p> <p>( 1 ) 団体への指導及び実績報告書の審査が不十分なものがあつた。</p> <p>実績報告書の資料として、土地改良区から団体への助成金交付申請書で、団体が本来支払うべき助成金と異なる金額が記載されたものが添付されていたが、是正しないまま受領し、補助金の交付を行っていた。</p> <p>団体に的確な補助事業執行と実績報告を行うように指導するとともに、審査の徹底を図られたい。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>平成 29 年 6 月 7 日、団体に対し、助成金交付申請書、実績報告書の徹底した審査を行うよう指導した。</p> <p>また、今後は実績報告書の審査を徹底し、的確な是正指導を行っていく。</p>

所 管 課	林業課
監 査 対 象 団 体	富士大和森林組合ほか 17 団体
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県造林事業補助関係】</p> <p>( 1 ) 補助事業の実施期間の表示及び一筆の一部を実施した場合の図面の保管について検討を要するものがあつた。</p> <p>補助事業の実施期間の表示について造林事業は事業実施後に交付申請を行う制度となっている。</p> <p>施業後 5 年以内は補助事業の対象としないことや、実施期間内の労災保</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>平成 29 年 9 月 7 日付け佐賀県造林事業実施要領の改正により、補助金交付申請書に事業実施期間を記入するように様式の改正を行った。</p>

<p>険、社会保険等の加入の有無が補助金額に影響を与える等、実施期間は重要な情報であるが、補助金交付申請書に記載がない。</p> <p>交付申請書に事業実施期間を記載させることを検討されたい。</p> <p>一筆の一部を実施した場合の図面の保管について</p> <p>一筆の一部を実施した場合、申請書の施業図を保管しない限り、施業箇所は不明となるため、一筆の一部を実施した場合には当該図面を次の交付申請まで保管することを検討されたい。</p>	<p>一筆の一部を実施した区域の保存方法として、補助金交付申請時に提出される面積計算書の位置データを、森林組合が所有する森林GISに取り込むことを検討する。それにより、次の施業を行うときには、施業履歴（いつ、どこで、どのような施業）として確認できる。</p> <p>また、県が保有している森林GISにも、同一のデータを取り込むことを検討する。</p>
---	---

所 管 課	水産課
監 査 対 象 団 体	公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県回遊性資源増大パイロット事業補助関係】</p> <p>( 1 )補助金交付要綱で整備を要するものがあった。</p> <p>佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付処理に係る標準的な期間が定められていなかった。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>補助金交付要綱を改正し、補助金交付処理に係る標準的な期間を定めた。</p>

【公の施設の指定管理団体関係】

所 管 課	都市計画課
監 査 対 象 団 体	葉隠緑化建設・佐賀広告センターグループ
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設の管理：佐賀県立森林公園関係】</p> <p>(1)管理運営に関する協定書の内容等で検討を要するものがあった。</p> <p>仕様書の内容変更を伴う場合の措置について。</p> <p>指定管理者の工夫、努力により経費が節減されたものでなく、県が遊具を更新したため保守点検料が減額されたものであり、このような場合は指定管理者と協議を行い、管理内容の充実のための管理委託料の用途変更又は管理委託料の減額を検討されたい。</p> <p>指定管理に係る施設・設備・物品等の損傷における「小規模なもの」の定義について</p> <p>指定管理に係る施設・設備・物品等の損傷における「小規模なもの」は指定管理者が修繕等に係る経費を負担することになっているが、契約当事者間で解釈に齟齬がないようにするため、小規模なものの金額を定めることを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>指定管理者の工夫、努力により経費が節減されたものでない場合の取扱いについては、管理委託料の用途変更又は減額を協議するよう、平成 30 年 6 月 25 日付けで通知した。</p> <p>なお、県工事に伴い、次年度に施工業者において保守点検が実施される場合は、工事完了時に指定管理者へ情報共有していく。</p> <p>施設・設備・物品等の損傷における「小規模なもの」の金額を定めることについては、指定管理者と協議した結果、平成 30 年 7 月 9 日付け文書により、金額を定めた。</p>

所 管 課	都市計画課
監 査 対 象 団 体	久保造園・アメックスグループ
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設の管理：佐賀県立佐賀城公園関係】</p> <p>(1)設備の改修を要するものがあった。</p> <p>博物館・美術館前の多目的トイレには身障者等の利用に対応できるように非常ボタンの設置を検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>非常ボタンについては、公園工事において、平成 30 年 4 月に設置を完了した。</p>

所 管 課	港湾課
監 査 対 象 団 体	伊万里市
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設の管理：伊万里人工海浜公園関係】</p> <p>(1) 指定管理者への指示で不十分なものがあった。</p> <p>イマリンビーチ安全ブイ設置撤去等業務の第三者への委託について、協定書に基づく県の事前承諾の手続きを指示していなかった。</p> <p>(2) 指定管理区域を示す図面がなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>再委託を行うものについては、事業計画書で確認を行い、事前承諾手続を行うこととした。</p> <p>指定管理区域を示す図面については、現在作成中であり、年度内には指定管理者へ交付する予定である。</p>

所 管 課	港湾課
監 査 対 象 団 体	太良町
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設の管理：太良人工海浜公園】</p> <p>(1) 指定管理者への指示で不十分なものがあった。</p> <p>白浜海水浴場監視委託業務の第三者への委託について、協定書に基づく県の事前承諾手続を指示していなかった。</p> <p>(2) 指定管理区域を示す図面がなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>当該指定管理者と協議の結果、監視員を再委託契約せずに、指定管理者が監視員を日々雇用職員として雇用契約することとした。</p> <p>指定管理区域を示す図面については、現在作成中であり、年度内には指定管理者へ交付する予定である。</p>